介護保険福祉用具購入費申請について（事業者用）

令和８年３月２７日現在
新 発 田 市 高 齢 福 祉 課

介護保険福祉用具購入費申請において、特に注意すべき点をお知らせしますので、申請の際にご活用ください。

１　スロープの購入について

スロープの購入についてのみ、利用者の身体状況や用具の性質などから複数の購入が認められています。

スロープを２個以上購入する場合は、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に複数の購入が必要な理由を記載するとともに、設置箇所を記した平面図を提出してください。

スロープを１個のみ購入する場合は、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に、スロープの購入が必要な理由と設置箇所が分かるように記入してください。

２　同一品目の再購入について

（１）同一品目の再購入が認められる場合

同一品目の再購入については原則として認められていませんが、以下の場合は認められる場合があります。

①経年劣化により破損した場合（故意による破損や汚損は対象外）

②利用者の身体状況が悪化し、介護を必要とする程度が著しく重くなり、福祉用具の見直しが必要となった場合

（２）経年劣化により破損した場合について

・販売前に必ず市へ事前相談してください。

・破損により再購入が必要となった場合は、破損状況がわかる写真などが必要となります。破損した福祉用具を処分する場合は、処分する前に必ず破損箇所の写真を撮影し、市へ事前相談する際にその写真を提示するとともに、申請時にも提出してください。

・破損箇所が確認できない場合は、支給申請の結果、却下となることがあります。

・破損による再購入の場合は、以下の年数を経過した場合、又はメーカーが公表している耐用年数を経過した場合に再購入が可能となります。耐用年数を経過していないときは、部品交換で対応してください。部品交換の場合は部品代のみ保険給付の対象となり、修理費用は対象外となります。

①腰掛便座	８年	②移動用リフトの釣り具の部分	３年
③自動排泄処理装置の交換可能部品	５年	④固定用スロープ	８年
⑤入浴補助用具	８年	⑥歩行器	５年
⑦簡易浴槽	６年	⑧歩行補助つえ	４年

（３）利用者の身体状況が悪化し、介護を必要とする程度が著しく重くなった場合において、福祉用具の見直しが必要となった場合について

・申請書の「福祉用具が必要な理由」欄に「身体状況が悪化したため」だけではなく、身体状況が悪化した原因や既存の福祉用具が体になじまない理由など、詳細を具体的に記入してください。

３　高額な福祉用具の購入について

介護保険における福祉用具の購入費は、利用者本人の身体状況に合わせて、その人に必要と認められる場合に購入することができますが、家具調ポータブルトイレなどの高額な福祉用具の購入については、必ずしも利用者本人の身体状況に合わせた福祉用具とは認められない場合があります。

つきましては、給付適正化の観点から、１点５万円（税込み）以上の福祉用具の購入を希望する場合は、販売前に必ず市へ事前相談してください。

４　複数品目の同時購入について

複数品目を同時購入する場合、自己負担額は１品目ごとに計算します。

合計額を元に計算すると誤った金額になる場合があるので、注意してください。

例）シャワーチェア　２４，６５５円
　　浴槽用手すり　　１５，３４５円　　合計　４０，０００円
　　１割負担の場合、自己負担額は
　　シャワーチェア　２４，６５５円　×　１／１０　≒　２，４６６円
　　（１円未満切り上げ）

　　浴槽用手すり　　１５，３４５円　×　１／１０　≒　１，５３５円
　　（１円未満切り上げ）

　　２，４６６円　＋　１，５３５円　＝　４，００１円（自己負担額）

合計額　４０，０００円×１／１０で計算した場合、自己負担額が４，０００円になるため、１円の誤差が生じます。

５　支給対象となる福祉用具について

支給対象となる福祉用具については、「公益財団法人　テクノエイド協会」のホームページ内にある「福祉用具情報システム（TAIS）」で検索し、確認してください。